

特許出願等復興支援制度の概要

援助期間：

平成24年5月25日から平成29年3月31日までに申請された発明等

援助対象者：

指定被災地※1に住所又は居所を有する個人、指定被災地に住所又は居所を有する中小企業者※2、及び被災により指定被災地外に転居した個人又は中小企業者。

援助対象となる発明等：

事業化による雇用の創出等、何らかの形で被災地の復興に貢献する可能性がある出願前の発明、考案、意匠であって、日本弁理士会が指定する機関から推薦又は紹介を受けたもの。

【注】外国出願、PCT出願は援助対象となりません。また、審査の結果援助対象とならない場合があります。

援助の内容：

特許出願等の手続をする際の弁理士報酬と特許庁の手数料。

【注】返済の必要はありませんが、審査結果に応じて援助額の上限が設定されますので、援助額が弁理士報酬等の全額には足りない場合があります。また、本援助は所定の予算の範囲内で実行されるため、予告なしに募集を打ち切る場合があります。なお、出願と同時に進行する審査請求の手数料は援助対象になりますが、いわゆる中間手続をする際の手数料又は特許料等、出願後に発生する費用は援助対象なりません。

秘密保持：

申請の内容、被援助者の経済的事情等は秘密に致しますが、発明等の名称、援助金額、受任弁理士名、権利化の可否、被援助者の性別、年齢層、職業、法人の場合の業種、規模（資本金、従業者概数）については公開させて頂く場合があります。ただし、被援助者の氏名又は団体名、発明等の詳細等、他の事項については、ご本人の了解を得ない限り公開いたしません。

援助制度利用の手続：

①申請

決められた様式※3に基づいた申請書を日本弁理士会会長宛に提出して頂きます。申請書には、推薦又は紹介を受けた指定機関の名称及び連絡先を記載して頂き、当該指定機関の押印が必要となります。ただし、当会会長が認めた当該指定機関専用の申請書を使用する場合は、当該記載等を省略できます。なお、希望する弁理士がいない場合には申請時に弁理士を指定する必要はありません。

また、発明等の実施計画書と、登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は個人の場合は世帯全部の住民票（ただし、激甚災害に起因して取得が困難である場合は除く）を添付して下さい。

申請書は郵送等で受け付けます。郵送の場合の宛名は「日本弁理士会知的財産支援センター出願等援助部」とし、封筒には必ず「特許出願等復興支援申請書類在中」と朱書して下さい。

郵送先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

【注】同一人による申請は同一会計年度内で2回までです。また、申請された書類等は返却しません。

②審査

申請された発明等は、知的財産支援センターの担当委員が合議にて書類審査を行います。原則として、審査結果は翌月の中旬頃までに確定し申請人に通知します。なお、不採用の理由等は、一切お答えできません。また、審査結果に対しては、不服申立を行うことができません。

【注】 権利化可能性に関する判断はいたしません。また、この審査は特許庁での審査に何ら影響を与えません。

↓

③弁理士の選定

審査の結果、援助が決定したら、結果をお知らせしてから2か月以内に出願の代理をする弁理士を決めて頂きます。弁理士の選定は、申請者に行って頂きますが、お心当たりの弁理士がいらっしゃらない場合には、推薦又は紹介を受けた機関に御相談ください。また、当会ホームページにおいて提供しております「弁理士ナビ」(<http://www.benrishi-navi.com/>) もご利用頂けます。

↓

④契約

受任する弁理士が決まりましたら、被援助者と受任弁理士と当会の三者で契約を締結します。被援助者は申請した発明等を開示し、受任弁理士は開示された発明等の出願等の手続を代理します。日本弁理士会は出願等の手続費用の援助を行います。

↓

⑤援助の実施

出願手続が終了して手数料等の報告があった時点で、援助費用を受任弁理士に支払います。なお、弁理士報酬額等は受任弁理士と被援助者の相談により決定して頂きますので、弁理士報酬額が援助費用を越える可能性もあります。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル 0120-19-2723

日本弁理士会知的財産支援センター事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話：03-3519-2709 FAX：03-3519-2706

※1 指定被災地域

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

※2 中小企業者

中小企業者とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成十一年三月三十一日法律第十八号) 第2条第1項第1号から第8号に規定する会社、個人、企業組合、協業組合及び事業協同組合等をいいます。(詳細下記)

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 企業組合
- (7) 協業組合
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

特許出願等支援申請書

平成 年 月 日

日本弁理士会会長 様

1. 申請者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
 2. 申請者の住所と異なる場合の連絡先
 3. 申請者の職業又は業務内容
 4. 発明者等の住所及び氏名
 5. 援助を受けようとする手続
 6. 援助を受ける理由
 - (1) 指定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実
 - (2) 激甚災害に起因した被害を受けた事実（ただし、特に被害が大きいことが明らかな地域に住所又は居所を有する者については除く。）
 7. 推薦又は紹介を受けた指定機関及び当該指定機関の連絡先

指定機関名	印
連絡先	
 8. 公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無
 9. 発明等の実施予定の有無及び実施の内容
 10. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名
 11. 必要に応じて発明等の新規性の有無及びその根拠
 12. 発明等の内容の説明（添付書類とすることが望ましい。）
 13. 添付書類の目録
 - (1) 実施計画書
 - (2) 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は個人の場合は世帯全部の住民票（ただし、激甚災害に起因して取得が困難である場合は除く。）

[備 考]

- 援助を受けようとする手続の欄においては、特許出願、出願審査請求、実用新案登録出願、意匠登録出願等、援助を受けようとする手続を具体的に書かなければならない。
 - 発明等の実施予定の有無及び実施の内容の欄は、具体的に実施の予定がある場合にのみ記載する。
 - 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合にのみ記載する。
 - 発明等の内容の説明の欄には、発明又は考案については、その目的、構成、効果を、従来技術との関連で図面を用いて具体的に説明する。
 - 添付資料の目録の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）の提出を省略することができる。
 - 援助を受ける理由の欄には、特定被災地域に含まれる住所又は居所を有する事実、及び激甚災害に起因した被害を受けた事実を簡潔に記載する